

高機能消防指令システム・消防救急デジタル無線設備更新事業募集要領

1 募集の目的

平成 29 年 9 月に高機能消防指令システムを運用後 7 年経過しシステムの保守期限の 10 年は目前と迫り、車両運用端末装置（AVM）の通信に使用している「FOMA サービス」が令和 8 年 3 月末日に終了し、使用できなくなることから端末装置の更新も行う。また平成 25 年 4 月から運用しているデジタル無線設備の保守期限の 10 年が過ぎ、故障した場合の部品供給期限を超え運用している状態である。

119 番通報の受付から各種災害対応完了までの消防業務に関する情報処理等を一括して、円滑、能率的に行うための重要なシステムで、365 日 24 時間の継続的な安全稼働が求められる。そのため、当システム更新にあたり、整備更新作業中の消防業務への影響を最小限に抑えながら、現行設備からの更新整備を行う必要があり、滝川地区広域消防事務組合（以下「当組合」という。）の要求に対する理解力、対応力、高度な技術力を有する者を選定する。また、今回の更新業務に 10 ヶ年保守契約費用（契約については単年度契約）・中間更新費用（5 ヶ年経過後の部分更新）を含んだ公募型プロポーザル方式により受託候補者を特定することを目的とする。

2 事業概要

（1）業務名

高機能消防指令システム・消防救急デジタル無線設備更新事業

（2）業務内容

ア 高機能消防指令システム更新業務

※詳細は別紙「高機能消防指令システム要求水準仕様書」のとおり

イ 消防救急デジタル無線設備更新業務

※詳細は別紙「消防救急デジタル無線設備要求水準仕様書」のとおり

（3）業務期間

契約締結の日から令和 8 年 2 月 28 日（土）まで

（4）提案上限額

初期導入限度額 1,129,770,000 円（消費税等相当額含む）

※上記、記載額以内を想定するが提案上限額は予定価格を示すものでなく、提案の規模を示すものであるが、見積書の金額はこれを超えないこと。また、消費税は 10%として計算する。ただし、契約期間中に消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）等の改正が発生した場合は、相当額を加減して支払うこととする。

（5）担当部署

〒073-0014 北海道滝川市文京町 4 丁目 1 番 5 号

滝川地区広域消防事務組合消防本部 通信指令課

電子メール taki-shirei@takifire.com

電話番号 0125-74-4824

3 参加資格

（1）平成 27 年 4 月以降、全国の消防本部において消防防災施設整備費補助金交付要綱（平成 14 年消防消第 69 号）に定められた「高機能消防指令センター総合整備事業（離島型）」以上及び「消

防救急デジタル無線の更新・維持について（通知）消防情第 36 号」の更新した業務（工事・納入・保守維持管理を含む）実績がいずれか各 2 件以上あること。（メーカー若しくは販売店・代理店）また、契約拠点が道内にあること。（本支店・営業所等）

- (2) 高機能消防指令システム・消防救急デジタル無線設備製造製作会社（以下メーカーという）と販売店・代理店として、メーカー側発行の証明書等（メーカー側代表者の印があるもの）を提出できる者。なお、メーカー側発行の証明書等については 1 社 1 通のみとし、複数の販売店・代理店の参加は認めない。また、証明書を発行したメーカーの当事業の参加も認めないものとする。
- (3) 法人又はその代表者が次のアからキまでのいずれかに該当しない者であること。
- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - イ 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年を経過しない者又は入札執行日前 6 月以内に手形若しくは小切手を不渡りにした者
 - ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条に基づく更生手続開始の申立てが行われた者
 - エ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に基づく再生手続開始の申立てが行われた者
 - オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にあるもの又は役員が暴力団の構成員等である者
 - カ 当組合・滝川市の要綱等の準用に関する要綱（平成 17 年 4 月 13 日告示第 7 号）第 2 条第 12 号の規定による指名競争入札に関する指名を停止されている者。
 - キ 国税・地方税に滞納がある者

4 企画提案審査の手続き

(1) スケジュール

ア 募集要項等の公表	令和 6 年 4 月 19 日（金）
イ 募集要項等に関する質問	令和 6 年 4 月 22 日（月）13 時から
ウ 質問に対する回答	令和 6 年 4 月 25 日（木）
エ 参加表明書の提出期限	令和 6 年 4 月 26 日（金）16 時まで
オ 企画提案書の提出期限	令和 6 年 5 月 24 日（金）16 時まで
カ プレゼンテーション（予定）	令和 6 年 6 月 4 日（火）
キ 審査結果の通知・公表	令和 6 年 6 月 5 日（水）

(2) 参加表明書の提出

参加を希望する事業者は、参加表明書（様式第 1 号）及び販売店・代理店にあってはメーカー側発行の証明書（任意様式）を以下のとおり追加提出すること。

- ア 提出期限 令和 6 年 4 月 26 日（金）16 時まで
- イ 提出方法 押印のあるスキャンデータ（PDF ファイル）を電子メールにて提出し、その正本 1 部（代表者印を押印）を郵送すること。また、メーカー側発行の証明書等については

スキャンデータ（PDFファイル）を提出すること。

（3）質問・回答

募集要項等に関する質問は、質問書（様式第2号）により以下のとおり提出すること。

ア 提出期限 令和6年4月25日（木）11時まで

イ 提出方法 電子メールにより提出すること。

ウ 回 答 令和6年4月25日（木）公式ホームページに掲載する。

（4）企画提案書等の提出

参加表明書を提出した事業者は、企画提案書を作成し以下のとおり提出すること。

ア 提出期限及び提出方法

1）紙媒体

・提出期限 令和6年5月24日（金）16時まで

・提出方法 郵送または持参により提出すること。

・提出形式 全てA4版片とし・縦型・横書きとしA3版用紙を使用する場合には片袖折りでA4版サイズに折り込むこと。また、提出書類は正本1部（見積等押印のあるもの）副本9部（見積等コピー可）とし、フラットファイル等にファイリングし10部提出すること。

イ 企画提案書様式

企画提案書の様式は任意であるが、次の事項を含めて作成すること。

1）企画提案書

・別表1の評価基準表の内容について50頁以内（表紙・目次含まず）で記載すること。

・提案内容は自由形式とするが、評価基準表に関係しない事項については評価対象外とする。

・フォントサイズは11以上とし、写真・イラスト等の使用も可とする。

・提案書に記載のある事項については原則見積に含むものとする。

2）高機能消防指令システム更新経費（初期導入経費）

・別添の要求水準書に沿った内容にて作成すること。（様式・枚数は任意）

・通信指令室内部改修工事及び通信指令室・機械室空調設備更新 1式含む

・その他必要と考えられる経費（独自追加提案等）についても積算されているのがわかるよう作成すること

3）消防救急デジタル無線設備更新経費（初期導入経費）

・別添の要求水準書に沿った内容にて作成すること。（様式・枚数は任意）

・その他必要と考えられる経費（独自追加提案等）についても積算されているのがわかるよう作成すること

4）保守見積書及び内訳書

・10年間の費用（令和7・8～令和17・18年）年度ごとの必要経費がわかる形で作成すること。（保守費用）

・作成に当たっては要求水準書及び別添の保守対象一覧を参照に作成すること。

・10年間で更新が必要な機器及びバッテリーを含む部品の更新費用についても年度ごとに記載すること。（中間更新費用）

・保守費用と維持管理に係る更新費用については項目を分けて記載すること。

- ・保守及び維持管理費には、免許申請費用・電気料金・回線使用料・外部連携サービス先のランニングコスト等については含まないものとする。
- ・提案書記載の内容についても積算に含むものとする。

5) その他

- ・「提案上限額」に留意すること。
- ・企画提案書等について審査職員会議で企画提案書の第1次審査を行う。第1次審査選考結果を事業者へ通知し企画提案書に基づくプレゼンテーションを実施する第2次審査を行う。
- ・企画提案書等は提出後の訂正・追加・差し替え及び再提出については認めない。

(5) プレゼンテーション

企画提案書について、プレゼンテーションを実施する。

ア 日程・場所 令和6年6月4日(火)に滝川地区広域消防事務組合消防本部で行う。
詳細は、プレゼンテーション実施該当者に別途連絡する。

イ 審査職員会議 高機能消防指令システム・消防救急デジタル無線設備更新事業企画提案審査職員会議を設置し、企画提案の審査を行う。

なお、審査職員会議は非公開とする。

ウ 審査方法

- 1) 準備時間(10分)、説明時間(30分)、質疑応答(10分)、合計50分程度とする。
- 2) プレゼンテーションへの参加は2名までとする。なお、実施体制に記載されている者が説明を行うこと。
- 3) 企画提案書に基づき説明を行うこと。追加資料の配布等は認めない。
- 4) 審査の出席者が、自らのプレゼン等の時間以外に、会場へ入ること及び傍聴することは認めない。
- 5) プレゼンテーションの順番は提案書等の提出順とする。

エ 審査基準 別表「審査基準」のとおりとする。

(6) 審査結果

- ・審査職員会議の審査結果に基づき、優先交渉事業者及び次点者を決定する。
- ・審査結果については参加事業者へ通知するとともに、公式ホームページにおいて優先交渉事業者の掲載を行う。
- ・提案者が1者の場合においても審査基準に基づき審査職員会議において審査を行う。

5 契約手続き

- ・審査結果に基づく優先交渉事業者と契約に関する協議を行い契約を締結する。
- ・協議の結果、契約の締結に至らなかった場合は、次点者と協議を行う。
- ・契約締結にあたっては、仕様書及び企画提案書の内容を基本とするが、協議の結果、必要に応じて訂正、追加、削除等を行うものとする。
- ・契約については、以下のとおり執り行う想定として詳細は、別途当組合と協議を行うものとする。

① 高機能消防指令システム更新事業

期間：契約締結日から令和8年3月31日まで

支払：完了後一括払い

② 消防救急デジタル無線設備更新事業

期間：契約締結日から令和8年3月31日まで

支払：完了後一括払い

③ 高機能消防指令システム保守業務

期間：単年契約（次回機器更新まで）

支払：毎月払い

④ 消防救急デジタル無線保守業務

期間：単年契約（次回機器更新まで）

支払：毎月払い

⑤ 高機能消防指令システム中間更新事業

期間及び支払：別途協議

⑥ 消防救急デジタル無線設備中間更新事業

期間及び支払：別途協議

- ・当事業に係る契約は、地方自治法第96条に定める組合議会の議決事項であり、受託者との間に仮契約を締結し、議会の議決後に本契約となるものである。
- ・仮契約締結後、議会の議決までの間に受託者が政令167条の4の規定される者に該当した場合は仮契約を解除することができる。
- ・上記により仮契約を解除した場合は、組合は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。

6 参加申請に係る留意事項

- (1) 提出された申請書類の内容は、明らかな誤り又は軽微な事項を除き、変更することはできない。
- (2) 申請書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。
- (3) 当組合が選定に関し、追加書類の提出を求めるときは、それに応じること。
- (4) 当組合が提供した資料等は、申請に係る検討以外の目的で使用することを禁じる。また、当組合の承諾を得ることなく、第三者に内容を提示することを禁じる。
- (5) 申請書類は、当組合情報公開条例（平成19年条例第7号）に基づく情報公開請求により公開されることがあるので、申請者は当組合情報公開条例に基づき、当組合を通じて、管理業務の実施に当たり保有する文書の公開等の請求があったときは速やかにこれに応じること。
- (6) 同一の法人が複数の申請をすることはできない。
- (7) 申請に関して必要となる費用は、申請者の負担とする。
- (8) 当組合に提出した申請書類は返却しない。
- (9) 申請後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。
- (10) 参加に当たり、提案者に生じた損害等については、当組合は一切その責を負わないものとする。

7 受託事業者に係る留意事項

(1) 個人情報の取り扱い

- ア 受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を順守の上、個人情報の取り扱いを行うこと。
- イ 受託者の役員及び従業員には、業務上知り得た個人情報を第三者に漏らしたり、不当な目

的に使用しない旨の守秘義務が課され、これに違反したときは、懲役または罰金の処罰が課せられる。(契約期間が満了し、若しくは契約を取り消され、又は職務を退いた後においても同様とする。)

ウ 当組合を通じて、業務の実施に当たり保有する個人情報の開示又は訂正等の請求があったときは、速やかにこれに応じること。

(2) 業務の一括委託を禁止する。業務は、その全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはいけない。ただし、その一部について、あらかじめ当組合が認めるときは、この限りではない。

(別表 1)

評価基準表

提案事項等		
項目	提案事項	評価ポイント
構築業者に関する要件	指令管制業務の特徴と組合の実情を踏まえたシステム構築に当たって基本的な考え方・実施方針、業務を円滑・確実に遂行するための実施体制について	基本方針（業務の理解度） ・組合が抱える問題を解決するための提案コンセプト
		業務の実施体制 ・責任分担・担当者実績等
	システム構築から運用開始までのスケジュール、消防業務全般への影響を最小限とする移行方法について	システム構築スケジュール ・施工計画・システムの切替手順
		消防業務への影響の軽減 ・仮設運用とスケジュール ・本運用の準備・導入後の対応
		協議・打合せにおける認識の齟齬防止
システム移行に係る要件	現行システムからの安全な移行について	システム移行手順・作業内容
		確実なデータ移行の実現
		通信指令室・機械室レイアウト
		組合と構築業者の役割分担
指令システムに係る要件	指令管制業務の迅速・確実・効率化等に関する技術について	消防指令システムの操作性
		ヒューマンエラー防止対策 リカバリ方法
		指令管制業務の効率化
		指令システムの信頼性・安全性・セキュリティ
		同時多発災害・特殊災害への対応 ・他消防や関連機関との情報共有等
無線設備に係る要件	無線管制業務の機能・操作・効率化等に関する技術について	各無線システムの性能・運用
		無線制御業務の効率化
		無線設備の移行手順・作業内容
		無線設備の信頼性・安全性・セキュリティ
消防指令システム高度化に向けた共通インターフェースの対応について		消防救急デジタル無線共通インターフェースの実装及び他の共通インターフェースの対応について
構築費等に係る要件	初期導入経費・中間更新時の装置選択及び経費等の低廉化について	初期導入経費（見積額）の評価
		中間更新経費（見積額）の評価
		運用開始から10年以内に更新が必要な装置等の選択及び費用の低廉化対策
研修に係る要件	職員向け操作研修について	職員で対応可能なシステム変更の範囲
		システム稼働前後の操作研修スケジュール・内容
保守・運用に係る要件	保守運用体制について	保守業務内容・体制・対応
		保守費用内容・低廉化
		障害発生時の復旧対応 （重障害の即日対応等）
		職員で可能な復旧対応の範囲 （リモート・電話指示等）
独自提案（A I 技術の活用等）について		指令システム・デジタル無線設備・保守内容等の独自提案